

令和2年4月23日

小金井市内認可保育施設等を利用する
児童の保護者の就労先事業者の皆様

小金井市長 西岡 真一郎
(公印省略)

緊急事態宣言後の市内認可保育施設等における保育の提供の縮小を踏まえた従業員
の勤務に係る配慮について（要請）

日頃より、小金井市の保育行政にご理解とご協力いただきましてありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国は令和2年4月7日に緊急事態宣言を
発令し、東京都においては、この宣言を受け同年4月9日に「仕事を休んで家にいること
が可能な保護者の方には児童の登園等を控えていただくことをお願いし、保育等の提供を
縮小して実施すること」や「医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必
要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者には確実に保育を実施
すること」などが、都の対応として発表されました。

小金井市では上記の状況を踏まえ、令和2年4月10日付け「緊急事態宣言後の市内認
可保育施設等における保育の提供の縮小について」にて、保育を縮小して実施するため、
お仕事がお休みの場合など、ご自宅での家庭保育が可能な保護者の皆様に対して、保育園
に登園せず家庭保育を行うよう、強くお願いをしています。

そのような中、利用者から「市が休園としない限り勤務先が休暇を認めないといわれ、
登園せざるを得ない。」という相談が多数、市に寄せられています。

小金井市では、国と都の対応を踏まえ、真に保育を必要とする方の保育を維持するため、
一律に休園とせず、保育を縮小して実施するため開園しております。

この要請は、法的な強制力を有するものではありませんが、小金井市からの保育の提供
の縮小については、国と都の対応を踏まえたものであり、**他自治体における臨時休園の対
応と変わらないもの**であります。

事業者の皆様におかれましては、小金井市内認可保育施設等を利用する児童の保護者
の就労について、特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(問合せ先) 小金井市保育課 電話 042-387-9846